

大阪市ひとり親家庭専門学校等受験対策給付金受講対象講座指定通知書

| | | | |
|---------------|-----------------------|----------|----------|
| | | 指定番号： | |
| フリガナ | | 生年 月日 | 昭和・平成・令和 |
| 受講者 氏名 | | | 年 月 日生 |
| 住 所 | (〒 -) | | |
| 講座実施 主体の名称 | | | |
| 講座の名称 | | | |
| 講座の 予定期間 | 年 月 日 (受講開始日) ~ 年 月 日 | | |
| 所要費用 (予定) | 入学料 | 円 | |
| | 受講料 | 円 | 合計額 円 |
| 取得予定 資格名 | | | |

さきにあなたから提出のありました大阪市ひとり親家庭専門学校等受験対策給付金受講対象講座指定申請書に基づき審査した結果、上記のとおり指定することとしたので、通知します。

年 月 日

申請者 様

大 阪 市 長 印

(注意)

- 支給の対象となるのは、指定講座の受講について支払う入学料及び受講料です。
- 受講修了時給付金の支給の対象となるのは、入学料及び受講料の合計額の6割相当額(20万円が限度)です。また、合格時給付金支給の対象となるのは入学料及び受講料の合計額の4割相当額(13万円が限度)です。
- 所要経費については、標準的な予定される金額であり、受講修了後に講座実施主体から証明された金額に基づき支給額を算定します。
- 受講対象講座の指定後、当該講座の受講を取りやめた場合、又は受講の途中でやめた場合は「大阪市ひとり親家庭専門学校等受験対策給付金受講対象講座受講中止届」を提出してください。
- この通知書は大阪市ひとり親家庭専門学校等受験対策給付金受講対象講座の指定通知書であり、大阪市ひとり親家庭専門学校等受験対策給付金の支給を決定するものではありません。
支給を受けるためには、受講修了時給付金及び合格時給付金の各支給申請期限までに「大阪市ひとり親家庭専門学校等受験対策給付金支給申請書」及び添付書類によって手続きを行うことが必要です。